

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01382

研究課題名(和文) 契約不適合に基づく減額請求規定の活用による消費者保護

研究課題名(英文) Consumer protection by applying the buyer's right to reduce the price due to non-conformity

研究代表者

小笠原 奈菜 (Ogasawara, Nana)

山形大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：40507612

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：契約交渉過程において不適切な説明がなされ、当事者が望んだ内容とは異なった内容の契約が成立した場合に、説明義務違反が認められたとしても、損害算定のレベルにおいて説明の相手方(たとえば消費者)が救済されない事案が多数ある。本研究は、瑕疵担保責任の減額請求規定を類推適用し、損害を賠償することにより説明の相手方を保護するための理論的基盤を提供することを目的とした。2020年4月施行の現行民法では、瑕疵担保責任が契約不適合責任に変更され、効果として代金減額請求が規定された。同種の規定を類推適用することにより説明の相手方を救済するという手法が取られているドイツの議論を分析し、日本への導入の可否を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ドイツ法の議論を基に、契約不適合に基づく減額請求規定による消費者保護が日本法において可能か否かを検討し、論文執筆を行ない、『山形大学法政論叢』の70=71号(2019年)、73号(2020年)、74号(2021年)(以上、「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性(1)～(3・完)」)、75号(2022年)(「情報提供義務違反の効果としての減額 - ドイツにおける「culpa in contrahendo」による減額」の導入可能性 - )」)で公表した。さらに研究成果が関連分野の研究者において広く共有されるよう、「国際取引法研究会」「消費者法研究会」にて報告を行なった。

研究成果の概要(英文)：In cases where an inappropriate explanation was given during the contract negotiation process and a contract with a content different from what the parties wanted is concluded, even if a breach of the duty of explanation is recognised, there are many cases where the explanation recipient (e.g. a consumer) is not relieved at the level of damage calculation. The purpose of this study is to provide a theoretical basis for protecting the recipient of the explanation by compensating the damage by applying the provisions for price reduction claims based on liability for defects by analogy. The current Civil Code, which came into force in April 2020, replaced defect warranty liability with contractual nonconformity liability, resulting in the provision of price reduction claims. This study analyses the German discussion, which uses the method of relieving the declarant by applying similar provisions by analogy, and examines the possibility of introducing it in Japan.

研究分野：民法、消費者法

キーワード：瑕疵担保責任 契約不適合 ドイツ民法 消費者保護 代金減額 情報提供義務 説明義務

## 1. 研究開始当初の背景

消費者契約の特徴は、事業者と消費者という当事者間の情報量及び情報分析能力に格差があることである。情報量が多く情報分析能力が高い事業者が、不適切な説明をすることにより、消費者が望んだものとは異なった内容の契約が成立し、当該契約に消費者が拘束されるという問題が多数生じる。したがって、消費者契約においては、事業者の説明義務違反を認めることにより、消費者を保護する手法が取られており、説明義務は消費者保護において重要な役割を果たしている。

裁判例において説明義務違反が認められる事案は、初期においては少なかったが、学説において説明義務違反の有無の検討が契約類型ごとに進められ、裁判例においても説明義務違反が認められる事案が多くなっている。現在は、金融取引に関しては説明義務違反の要件、効果が規定されている(金融販売法3条から6条)。消費者契約一般に関しては、説明義務の努力義務規定があるのみであるため(消費者契約法3条)説明義務違反が問題となる場合には民法が適用されることとなる。

消費者契約において事業者の説明義務違反が認められたとしても、慰謝料しか認められず、あるいは消費者にも過失があるとして過失相殺がなされ、消費者が被った損害が十分に補填されない裁判例が多く、説明を信じて契約を締結した消費者の救済がなされていないという現状がある。学説においても、金融取引に関しては西武鉄道事件判決(最判平成23年9月13日民集65巻6号2511頁)及びライブドア事件判決(最判平成24年3月13日判時2146号33頁)を契機として議論がなされているが、消費者契約一般に関して説明義務違反の損害の算定について論じたものは少ない。また、契約締結過程における説明義務違反の法的性質について判断した最判平成23年4月22日民集65巻3号1405頁の射程を広く捉え、説明義務違反は不法行為責任であると理解する裁判例及び学説があることも問題である。不法行為責任とすることにより期間制限が厳しくなり、消費者等の説明の相手方の救済がなされないという結果が生じることとなる。

## 2. 研究の目的

1で示したように、事業者の不適切な説明を信じて契約を締結した消費者等の相手方は、事業者の説明義務違反が認められたとしても、損害賠償レベルで救済されないという状況が生じている。この問題が生じる原因としては、説明義務違反に基づく損害概念が明確ではないこと(そのため慰謝料しか認められない、さらに過失相殺がなされてしまう)、損害の算定の基準が明確でないこと、説明義務違反の法的性質の理解が正確になされていないことの3点があると言える。上記3点の問題を解決するために必要な理論的基盤を提示することにより、消費者保護を達成できないかということが本研究の学術的な問いとなる。

本研究は、上記の問いに答えるため、説明義務違反に基づく損害は「高値取得損害」であることを明確にし、損害の算定の基準として瑕疵担保責任(契約不適合責任)の減額請求規定の類推適用が可能であることを示し、説明義務違反が債務不履行となる場合もありうることを示すことにより、不適切な説明によって損害を被った消費者等の相手方を保護するための理論的基盤を提供することを目的とした。とりわけ、にに関して、現行民法には瑕疵担保責任に基づく代金減額請求の規定はないが、2017年6月に公布された改正民法では、瑕疵担保責任が契約不適合責任に変更され、効果として代金減額請求が規定された(改正民法563条)。同種の規定をもつドイツの議論を分析し、日本への導入の可否を検討する必要性が高まったといえる。

消費者契約において説明義務は重要な役割を果たしているにも関わらず、説明義務違反の効果に関して論じた学説は少ない。債務不履行及び不法行為一般の損害概念及び損害算定に関しては議論が蓄積されているが、消費者保護という観点から論じる学説はほぼ見当たらない。本研究では、従来論じられていなかったが実務上重要である説明義務違反の損害概念及び損害算定基準を明確にする点で独自性がある。瑕疵担保責任の規定を根拠に、消費者保護を図るための理論的枠組みを提示する点も独自性があるといえる。これは裁判実務で利用可能な理論を提示するという点で実務上重要であり、さらに、改正法で制定された条文(買主の代金減額請求権)の解釈の一場面を提示するという点で、理論的にも重要である。

## 3. 研究の方法

比較法としてはドイツ法を対象とした。効果としての内容実現に関してはフランス法を参照とした契約解釈の手法による研究が行われている。これに対して、契約交渉過程に瑕疵があった場合の金銭調整に関しては、ドイツ法の契約締結上の過失理論に基づき、損害賠償が認められてきた。損害賠償の額の具体的な算定の根拠として、瑕疵担保責任に基づく減額の規定であるドイツ民法旧472条の類推適用により、代金減額を通じて実質的な内容実現を行なう説がある。2001年の債務法現代化により瑕疵担保責任は一般給付障害法に組み込まれたが、旧472条は新441条として維持された。日本はドイツとは異なり、現行法では代金減額は瑕疵担保責任の効果として

規定されていないが、改正法では、ドイツ法と同様に瑕疵担保責任を一般給付障害法に組み込んだうえで、代金減額を効果として認める規定がおかれた（改正法 562 条（買主の追完請求権）及び 563 条（買主の代金減額請求権））。したがって、損害賠償の根拠付けや改正の経緯について日本法と類似しているドイツ法を比較検討対象とすることに意味がある。

#### 4．研究成果

日本の従来の学説を調査、検討した。さらに、国内の裁判例を分析することにより、実務上も従来の理論では、損害賠償レベルでの消費者保護がなされていない領域があることを明らかにした。そして、ドイツの学説及び裁判例を調査、検討した。ドイツでは、契約の目的物について不適切な説明がなされた結果、当事者が望まなかった契約が締結された場合の金銭調整として、説明義務違反を根拠として、反対給付の縮減（売買代金の減額など）という金銭調整が行われてきた。具体的な調整額の算定の際に、瑕疵担保責任に基づく減額の規定であるドイツ民法旧 472 条の類推適用を用いるべきとする説が主張されている（Canaris, Wandlungen des Schuldvertragsrecht -Tendenzen zu seiner "Materialisierung", AcP200, 273 (2000)）。具体的な規定の適用について、Canaris の主張への評価を中心に 2001 年の債務法現代化後の変遷に関して、学説を調査、検討した。

ドイツ法の議論を基に、契約不適合に基づく減額請求規定による消費者保護が日本法において可能か否かを検討し、論文執筆を行ない、『山形大学法政論叢』の 70=71 号（2019 年）73 号（2020 年）74 号（2021 年）（以上、「デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法 10 条の適用可能性（1）～（3・完）」）、75 号（2022 年）（「情報提供義務違反の効果としての減額 - ドイツにおける「culpa in contrahendo による減額」の導入可能性 - 」）で公表した。さらに研究成果が関連分野の研究者において広く共有されるよう、「国際取引法研究会」「消費者法研究会」にて報告を行なった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 小笠原奈菜	4. 巻 75号
2. 論文標題 情報提供義務違反の効果としての減額：ドイツにおける「culpa in contrahendoによる減額」の導入可能性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 山形大学法政論叢	6. 最初と最後の頁 1～26頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小笠原奈菜	4. 巻 74号
2. 論文標題 デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性 ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）を契機として（3・完）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山形大学法政論叢	6. 最初と最後の頁 56～70頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小笠原奈菜	4. 巻 73号
2. 論文標題 デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性 ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）を契機として（2）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山形大学法政論叢	6. 最初と最後の頁 82～104頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 小笠原奈菜	4. 巻 70・71合併号
2. 論文標題 デジタル遺品の相続性に関する条項への消費者契約法10条の適用可能性 ドイツ連邦通常裁判所2018年7月12日判決（Facebook判決）を契機として（1）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山形大学法政論叢	6. 最初と最後の頁 89～133頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小笠原奈菜
2. 発表標題 情報提供義務違反の効果としての代金減額
3. 学会等名 国際取引法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小笠原奈菜
2. 発表標題 金融サ ビス仲介業の利用者保護について
3. 学会等名 ネットとうほく消 費者被害事例ラボ
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 岡本裕樹, 沖野眞已, 小笠原奈菜、他33 名	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 984
3. 書名 中田裕康先生古稀記念 民法学の継承と展開	

1. 著者名 小笠原奈菜、山崎暁彦、栗原由紀子、丸山愛博、窪幸治、中里真ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 民事法研究会	5. 総ページ数 152
3. 書名 先端消費者法問題研究 研究と実務の交錯 第2巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------